

毎週火、金曜日発行(但休日該当日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
(日)

鳥取県公報

目次
◇公告 災害救助法による救助の実施(日野町)

公告

昭和三十八年一月豪雪による雪害に關し、二月二十一日から日野町の区域に災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条の規定に基づき、災害救助法による救助を実施する。

昭和三十八年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗